

宿屋左衛門光則への御状

文永五年一〇月一日 四七歳

先年^{かんが} 勘へたるの書安国論^{ふごう}に普合せるに就いて、言上せしめ候^{おわ}ひ畢んぬ。

抑^{そもそも} 正月十八日、西戎^{せいじゅう}大蒙古^{ちようじょう}の牒^{あん}状到来すと。之を以て之を案ずるに、日蓮は聖人の一分に当たり候か。然りと雖も未だ御尋ねに預^{あず}からず候の間、重ねて諫状^{かんじょう}を捧ぐ。希^{こいねが} はくは御帰依の寺僧を停止せられ、宜^{よろ}しく法華經に歸せしむべし。若し然らずんば後悔何ぞ追はんと。此の趣を以て十一箇所に申さしめ候なり。定んで御評議有るべく候か。偏に貴殿を仰ぎ奉る。早く日蓮が本望を遂げしめ給へ。十箇所は平左衛門尉^{へいのさえもんのじょう}殿に申さしむる所なり。委悉^{いしつ}に申し度く候と雖も、上書分明なるの間省略せしめ候。御氣色^{みけしき}を以て御披露^{ごひろうしょき}庶幾^{しよき}せしむる所に候。恐々謹言。

文永五年^{戊辰}十月十一日

日蓮花押

謹上 宿屋入道殿